

第6号様式

(「森林経営管理法第36条及び第44条に規定する民間事業者の公募及び公表実施要領」改正(令和8年3月30日付け8林第177号)により追加となった項目抜粋)

1 基本情報

登録番号	登録年月日 (変更登録年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話番号
R3-1	令和2年1月15日 (令和8年5月29日)	森福	中島 耕平	京都府綾部市有岡町志庭 垣 3 - 1	090-9359-0353

事業分野			
主伐	再造林	間伐	連携や請負等で実施する場合の事業者名
✓	✓	✓	

2 経営管理実施権の設定を受けること等を希望する京都府内市町村

(2) 森林経営管理法第43条で規定する集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する市町村

(京都乙訓) チェック欄	(山城) チェック欄	チェック欄	チェック欄	(南丹) チェック欄	(中丹) チェック欄	(丹後) チェック欄
京都市 <input type="checkbox"/>	宇治市 <input type="checkbox"/>	木津川市 <input type="checkbox"/>	笠置町 <input type="checkbox"/>	亀岡市 <input type="checkbox"/>	福知山市 <input type="checkbox"/>	宮津市 <input type="checkbox"/>
向日市 <input type="checkbox"/>	城陽市 <input type="checkbox"/>	久御山町 <input type="checkbox"/>	和束町 <input type="checkbox"/>	南丹市 <input type="checkbox"/>	舞鶴市 <input type="checkbox"/>	京丹後市 <input type="checkbox"/>
長岡京市 <input type="checkbox"/>	八幡市 <input type="checkbox"/>	井手町 <input type="checkbox"/>	精華町 <input type="checkbox"/>	京丹波町 <input type="checkbox"/>	綾部市 <input checked="" type="checkbox"/>	伊根町 <input type="checkbox"/>
大山崎町 <input type="checkbox"/>	京田辺市 <input type="checkbox"/>	宇治田原町 <input type="checkbox"/>	南山城村 <input type="checkbox"/>			与謝野町 <input type="checkbox"/>

12 雇用管理の改善及び労働安全対策

	有/取り組んでいる	無/取り組む意向あり	該当なし
過去3年以内に休業4日以上労働災害(死亡災害含む)発生の有無		✓	
発生している場合、適切な再発防止策が定められ、その内容を現場作業職員等に周知している。			✓
現場作業職員等への安全衛生教育	✓		
労災保険への加入(一人親方組合等の特別加入を含む)	✓		
(1) 雇用管理の改善	現場作業職員の常用化	✓	
	現場作業職員への月給制の導入	✓	
	計画的な研修実施などの教育訓練の充実	✓	
	退職金共済への加入などの福利厚生への充実	✓	
	週休2日制の導入	✓	
	事業主の雇用管理研修等の受講		
	その他 ( )		
(2) 労働安全対策	リスクアセスメント	✓	
	防護具の着用の徹底	✓	
	作業現場の安全巡回	✓	
	林業労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導		
	ヒヤリハットの共有	✓	
	「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に規定される作業計画の作成・現場作業職員への周知	✓	
	現場作業職員への緊急連絡体制の周知	✓	
その他 ( )			

13 コンプライアンスの確保

	はい	いいえ
業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である。		✓
業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である		✓
国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である		✓
11の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である		✓
その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者である		✓
事業主と森林所有者、事業主と請負事業者とで書面等により取引条件を明示している	✓	
個人情報の取扱いに関する要領などを整理している	✓	

第5号様式

民間事業者名簿

1 基本情報

登録番号	登録年月日 (変更登録年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話番号	認定事業主の有無
R3-1	令和2年1月15日 (令和8年5月29日)	森福	中島 耕平	京都府綾部市有岡町志庭垣3-1	090-9359-0353	無

注1 認定事業主とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定をうけた事業主をいう。

2 経営管理実施権の設定を受けることを希望する京都府内市町村

府内全域

(京都乙訓)  (山城)  (南丹)  (中丹)  (丹後)

京都市 <input type="checkbox"/>	宇治市 <input type="checkbox"/>	木津川市 <input type="checkbox"/>	笠置町 <input type="checkbox"/>	亀岡市 <input type="checkbox"/>	福知山市 <input type="checkbox"/>	宮津市 <input type="checkbox"/>
向日市 <input type="checkbox"/>	城陽市 <input type="checkbox"/>	久御山町 <input type="checkbox"/>	和束町 <input type="checkbox"/>	南丹市 <input type="checkbox"/>	舞鶴市 <input type="checkbox"/>	京丹後市 <input type="checkbox"/>
長岡京市 <input type="checkbox"/>	八幡市 <input type="checkbox"/>	井手町 <input type="checkbox"/>	精華町 <input type="checkbox"/>	京丹波町 <input type="checkbox"/>	綾部市 <input checked="" type="checkbox"/>	伊根町 <input type="checkbox"/>
大山崎町 <input type="checkbox"/>	京田辺市 <input type="checkbox"/>	宇治田原町 <input type="checkbox"/>	南山城村 <input type="checkbox"/>			与謝野町 <input type="checkbox"/>

注1 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第2項の規定による経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村のチェック欄にチェック（複数可）

3 雇用の状況

林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無		
1 人 ( 1 人)	人 ( 人)	無	無		
社会・労働保険等への加入状況					
労災保険 (林業現場作業職員)	労災保険 (事務系等職員)	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
1 人	人	人	人	人	1 人

注1 職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、または4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

注2 退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注3 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注4 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

#### 4 技術者の数

技術者数						
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施業 プランナー	森林作業道 作設 オペレーター	技術士	
0 人	1 人	0 人	0 人	2 人	0 人	
技術者数						
技能士	林業技士	森林総合管理 士	その他 (緑の雇用指 導員)	その他 (グリーン ワーカー)	その他 (ドローン操縦 士)	その他 (測量士補)
0 人	1 人	0 人	2 人	1 人	1 人	1 人

注1 フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、(財)京都府林業労働支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業取支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。

注6 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注7 森林総合監理士とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

#### 5 林業機械の保有状況

現状【登録時】										
グラブ ブル	プロセッ サ	ハーベス タ	フォワー ダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	林内作業 車	その他 (集材 機)	その他 (ラジ キャリ)	その他 ( )	その他 ( )
2 台	0 台	0 台	1 台	0 台	0 台	0 台	1 台	1 台	台	台

注1 1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとする。

6 生産量の増加又は生産性の向上

(1) 事業期間等

- ① 目標とする事業年度： 2029年度（ 5 年後）  
2025年（R7年）1月1日 ～ 2029年（R11年）12月31日
- ② 直近の事業年度： 【2024年度】 2024年（R6年）1月1日 ～ 2024年（R6年）12月31日

(2) 事業量等

事業区分	指標	内訳	直近3事業年度の実績			目標とする事業年度の見込 (令和10年度)	目標とする項目	
			直近の前々年 (2022年度)	直近の前年 (2023年度)	直近 (2024年度) ※現状値			
素材生産	主伐	面積 (ha)	直営	3.00	3.00	2.00	/	
			請負	0.00	0.00	0.00		
			合計	3	3	2		
		材積 (m3)	直営	1,213	1,587	1,370		/
			請負	0	0	0		
			合計	1,213	1,587	1,370		
	生産性 【直営】	人工(人・日)	180.0	240.0	150.0	/		
		生産性 (m3/人日)	6.7	6.6	9.1			
	間伐	面積 (ha)	直営	3.00	5.00	4.00	/	
			請負	0.00	0.00	0.00		
			合計	3.00	5.00	4.00		
		材積 (m3)	直営	405	694	253		✓
請負			0	0	0			
合計			405	694	253			
生産性 【直営】	人工(人・日)	60.0	150.0	80.0	/			
	生産性 (m3/人日)	6.8	4.6	3.2				
造林・保育	植付	面積 (ha)	直営	0.00	0.00	0.00	/	
			請負	0.00	0.00	0.00		
			合計	0.00	0.00	0.00		
	下刈り	面積 (ha)	直営	0.00	0.00	2.00	/	
			請負	0.00	0.00	0.00		
			合計	0.00	0.00	2.00		
	その他	面積 (ha)	直営	0.00	0.00	2.00	/	
			請負	3.00	2.00	0.00		
			合計	3.00	2.00	2.00		

注1 目標とする事業年度は、応募申請者の事業年度とし、5年後の事業量等について記載すること。

注2 事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録申請しようとする年の1月1日から登録申請日までの期間とする。

注3 直近3事業年度の実績および目標とする事業年度の見込を記載する。

注4 「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックする。

注5 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう（以下「直営施業」という）。

注6 「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

注7 素材生産に係る材積は丸太材積とすること。

注8 生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。

注9 人工には、生産作業に要した作業延人数を記載すること。なお、生産作業の範囲は「伐木・造材」および「集材」とし、集材は、山元土場における「はい積」までとする。

注10 造林・保育のうち、「その他」には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

## 7 生産管理又は流通合理化等

### (1) 適切な生産管理

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む予定	取り組む意 向がある	
・作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・作業システムの改善	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・その他 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)

### (2) 原木の安定供給・流通合理化等

・製材工場等需要者との直接的な取引	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	( 3年後)
・森林所有者や工務店等との連携	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・その他 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

- ・作業日報を作成して生産性や進捗状況を把握し、今後の作業計画や労務管理に役立てている。
- ・新規に林業機械(リッチ付きグラブ)を導入し、生産性・能力が向上した。
- ・需要の拡大にともない、バイオマスの販売に力を入れ、林地残材を減らす努力をしている。
- ・地元工務店からの注文に応じて原木を直接納品している他、薪や椎茸原木を直接販売している。

## 8 造林・保育の省力化及び低コスト化

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む予定	取り組む意 向がある	
・伐採と造林の一貫作業システムの導入	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・コンテナ苗の使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・低密度植栽	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・下刈りの効率化	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・その他 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

- ・近隣の森林組合から造林事業を請け負うことで造林作業のノウハウを蓄積するとともに、造林作業の経験が豊富な人材を確保し、今後増加すると考えられる主伐後の再造林に備えた準備を進めている。具体的には、低密度植栽による造林と保育の省力化を検討している。また下刈作業の効率化のため、筋刈り・坪刈りを一部箇所を実施しており、今後も推進していく予定。

## 9 主伐後の再造林の確保

	有している	1年以内に整 備する予定	整備する意 向がある	
・主伐および主伐後の再造林を一体的に実施する体制	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・主伐後の適切な更新	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

- ・現在、主伐後の更新は森林所有者が希望されず、天然更新によるものが大部分であるが、母樹となる広葉樹を残すことで、林地条件に適した樹種の更新を促進している。
- ・地拵え・植林・下刈り等の造林作業のノウハウの蓄積が進み、主伐後の再造林を一体的に実施できる体制を整備した。
- ・森林所有者に再造林の実施について呼び掛けを行っているが、費用や管理の問題から、実施を希望しない者が多く、実施には至っていない。今後も、森林所有者に適切な更新の実施を働きかけていく。

10 生産や造林・保育の実施体制の確保

	3年間 以上	1年間 以上	1年間 未満	実績なし
・素材生産の事業実績	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・造林・保育の事業実績	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

・事業開始当初(2016年)より、森林所有者から直接立木を購入し、素材生産（主に主伐）をおこなってきた。  
 ・造林・保育に関しては独自事業ではないが、主に森林組合等の下請け業務を受注し、ノウハウ及び実績を蓄積してきた。

11 伐採・造林に関する行動規範の策定等

	策定等している	1年以内に策定等する予定	策定等する意向がある	
・独自の行動規範等の策定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	( 3 年後)
・所属する団体や都道府県等による行動規範等の策定等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

・独自の行動規範に関して明文化はしていないが、当面は京都府の作成した「主伐と再造林の一体的かつ適切な実施に向けたガイドライン」の行動規範に従って事業を行う。  
 ・合法木材の供給に関して、林野庁の定めるガイドラインに沿った、管理方針書を作成している。

12 雇用管理の改善及び労働安全対策

(1) 雇用管理の改善

	取り組んでいる	1年以内に取り組み予定	取り組み意向がある	
・現場作業職員の常用化	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・現場作業職員への月給制の導入	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・計画的な研修実施などの教育訓練の充実	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・退職金共済への加入などの福利厚生 of 充実	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・その他 ( )				

(2) 労働安全対策

・現場作業職員等への安全衛生教育	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・労災保険への加入（一人親方組合等の特別加入を含む）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・リスクアセスメント	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・防護具の着用の徹底	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・作業現場の安全巡回	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・林業労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・その他 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)

(1)および(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

・雇用の安定のため、現場作業職員は通年の無期雇用とし、月給制を採っている。  
 ・退職金共済および労災保険に加入し、福利厚生と労働安全の向上を図っている。  
 ・現場作業職員に対して、適宜、現場での安全教育を実施するほか、必要に応じて、公的な安全衛生教育や研修への参加を奨励している。  
 ・必要に応じて作業現場の安全巡回を作業員全員で実施し、その都度意見交換してリスクアセスメントを行い、現場の状況と安全意識の共有を心がけている。

### 13 コンプライアンスの確保

- |   | はい                       | いいえ                                 |
|---|--------------------------|-------------------------------------|
| ・業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である         | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実にされると認められない者である                    | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である   | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ・11の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である   | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |

### 14 常勤役員の設置（※法人のみ）

- |              | 設置している                   | 設置に取り<br>組む意向が<br>ある     |       |
|--------------|--------------------------|--------------------------|-------|
| ・常勤役員を設置している | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ( 年後) |

現に常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記述してください。